第十五条　航空当局の間の協議

両締約国の航空当局がこの協定の実施に関するあらゆる事項について緊密な協力を確保するため定期的にかつしばしば協議することは、両締約国の意図するところである。

第十六条　紛争の解決

1　この協定の解釈又は適用に関して両締約国の間に紛争が生じた場合には、両締約国は、まず、両締約国間の交渉による紛争の解決に努める。

2　両締約国が交渉により紛争を解決することができなかった場合には、紛争は、いずれか一方の締約国の要請により、各締約国が指名する各一人の仲裁人とこのようにして選定された二人の仲裁人が合意する第三の仲裁人（締約国の国民でない者に限る。）との三人の仲裁人から成る仲裁裁判所に決定のため付託することができる。当該第三の仲裁人は、仲裁裁判所の長として行動する。各締約国は、紛争の仲裁を要請する外交上の公文を一方の締約国が他方の締約国から受領した日から六十日の期間内に仲裁人を指名するものとし、第三の仲裁人は、その後の六十日の期間内に合意されるものとする。いずれか一方の締約国が六十日の期間内に自国の仲裁人を指名しなかった場合又は第三の仲裁人につき所定の期間内に合意が得られなかった場合には、いずれの一方の締約国も、国際民間航空機関の理事会の議長に対し、これらの仲裁人の任命を要請することができる。

3　両締約国は、2に規定する仲裁裁判所の決定に従うことを約束する。

第十七条　見出し

この協定中の条の見出しは、引用上の便宜のためにのみ付されたものであって、この協定の解釈に影響を及ぼすものではない。

第十八条　改正

1　いずれの一方の締約国も、この協定を改正するため、いつでも他方の締約国との協議を要請することができる。当該協議は、その要請の受領の日から六十日の期間内に開始する。

2　改正がこの協定（附属書Ⅰ及び附属書Ⅱを除く。）の規定について行われる場合には、当該改正は、各締約国によりその憲法上の手続に従って承認されるものとし、その承認を通知する外交上の公文の交換の日の後三十日目の日に効力を生ずる。

3　改正が附属書Ⅰについてのみ行われる場合には、協議は、両締約国の航空当局の間で行う。両締約国の航空当局が新たな又は修正された附属書Ⅰについて合意したときは、その合意された改正は、外交上の公文の交換によって確認された後に効力を生ずる。

4　改正が附属書Ⅱについてのみ行われる場合には、当該改正は、それぞれの国内手続に従い、日本国政府とルクセンブルク大公国政府との間の外交上の公文の交換によって行うことができる。

第十九条　多数国間条約

航空運送に関する一般的な多数国間条約が両締約国について効力を生じた場合には、この協定は、当該多数国間条約に適合するように改正する。

第二十条　終了

いずれの一方の締約国も、他方の締約国に対し、外交上の経路を通じて、この協定を終了させる意思をいつでも通告することができる。通告の写しは、国際民間航空機関に対して同時に送付する。通告があったときは、この協定は、当該他方の締約国が通告を受領した日の後一年で終了する。ただし、通告が両締約国の間の合意により当該一年の期間の満了前に撤回された場合は、この限りでない。通告は、当該他方の締約国がその受領を確認しなかった場合には、国際民間航空機関がその写しを受領した日の後十四日を経過した時に受領されたものとみなす。

第二十一条　登録

この協定及びその改正は、国際民間航空機関に登録する。

第二十二条　効力発生

この協定は、各締約国によりその憲法上の手続に従って承認されるものとし、その承認を通知する外交上の公文の交換の日の後三十日目の日に効力を生ずる。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。

二千二十四年六月十一日に東京で、英語により本書二通を作成した。

日本国政府のために
上川陽子

ルクセンブルク大公国政府のために
グザヴィエ・ベッテル

附属書Ⅰ

1　日本国の一又は二以上の指定航空企業が両方向に運営する路線

(a) 東京―中間の地点―ルクセンブルク―以遠の地点
(b) 東京以外の日本国内の地点―中間の地点―ルクセンブルク―以遠の地点
(c) 大阪―中間の地点―ルクセンブルク―以遠の地点
(d) 小松―中間の地点―ルクセンブルク―以遠の地点

注1　路線(b)においては、日本国の一又は二以上の指定航空企業は、旅客業務のみを運営することができる。

注2　路線(c)及び(d)においては、日本国の一又は二以上の指定航空企業は、貨物業務のみを運営することができる。

2　ルクセンブルクの一又は二以上の指定航空企業が両方向に運営する路線

(a) ルクセンブルク―中間の地点―東京―以遠の地点
(b) ルクセンブルク―中間の地点―東京以外の日本国内の地点―以遠の地点
(c) ルクセンブルク―中間の地点―大阪―以遠の地点
(d) ルクセンブルク―中間の地点―小松―以遠の地点

注1　路線(b)においては、ルクセンブルクの一又は二以上の指定航空企業は、旅客業務のみを運営することができる。

注2　路線(c)及び(d)においては、ルクセンブルクの一又は二以上の指定航空企業は、貨物業務のみを運営することができる。

3　いずれか一方の締約国の一又は二以上の指定航空企業が提供する協定業務は、当該一方の締約国の領域内の一地点をその起点としなければならないが、特定路線上の他の地点は、いずれかの又は全ての飛行に当たりその指定航空企業の選択によって省略することができる。

附属書Ⅱ

第七条1及び2に規定する国は、次のとおりである。

アイスランド（欧州経済領域に関する協定に基づく。）
リヒテンシュタイン公国（欧州経済領域に関する協定に基づく。）
ノルウェー王国（欧州経済領域に関する協定に基づく。）
スイス連邦（航空運送に関する欧州共同体とスイス連邦との間の協定に基づく。）

外務大臣　茂木　敏充
財務大臣　片山さつき
国土交通大臣　金子　恭之
内閣総理大臣　高市　早苗